

指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第26号

指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(準用) 第11条 [略]</p> <p>第12条 第2条、第4条及び第5条の規定は、<u>条例第66条に規定する指定放課後等デイサービスの事業</u>について準用する。この場合において、第2条中「第28条第8項」とあるのは「第72条において準用する<u>条例第28条第8項</u>」と、「児童発達支援計画（条例第28条第1項に規定する児童発達支援計画）」とあるのは「<u>放課後等デイサービス計画（条例第72条において準用する条例第28条第1項に規定する放課後等デイサービス計画）</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第13条 第2条、第4条、第5条<u>及び</u>第7条から第8条の2ま</p>	<p>(準用) 第11条 [略]</p> <p><u>(障害福祉サービス経験者の要件)</u> 第11条の2 <u>条例第67条第1項第1号の規則で定める者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項の規定により大学に入学することのできる者（同法の規定による高等学校又は中等教育学校を卒業した者を除く。）又は同条第2項の規定により大学に入学した者とする。</u></p> <p><u>(情報の提供)</u> 第11条の3 <u>条例第71条の2第3項第2号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p><u>(1) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況</u> <u>(2) 指定放課後等デイサービス（条例第66条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。以下この条及び次条において同じ。）の事業の用に供する設備、備品等の状況</u> <u>(3) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況</u> <u>(4) 指定放課後等デイサービスを利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況</u> <u>(5) 緊急時等における対応の方法及び非常災害対策</u> <u>(6) 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況</u></p> <p>(準用) 第12条 第2条、第4条及び第5条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第2条中「第28条第8項」とあるのは「第72条において準用する<u>条例第28条第8項</u>」と、「児童発達支援計画（条例第28条第1項に規定する児童発達支援計画）」とあるのは「<u>放課後等デイサービス計画（条例第72条において準用する条例第28条第1項に規定する放課後等デイサービス計画）</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第13条 第2条、第4条、第5条、<u>第7条から第8条の2まで</u></p>

での規定は、条例第72条の2に規定する基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

及び第11条の3の規定は、条例第72条の2に規定する基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。